

## 「外商投資産業指導目録（2015年改訂版）」の概要と特徴

## I. 概要

2015年3月10日付で、外商投資産業指導目録の6回目の改訂版（国家發展改革委員会・商務部令第22号、以下、「2015年版目録」という）が公布された。

今回の改訂は、2013年11月に開催された中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議の会議において採択された「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する決定」の趣旨に基づいて改革を全面的に深化させると同時に、更なる対外開放を積極的に推進するための重要な措置であると見なされ、サービス業や一般製造業への外資参入規制が重点的に緩和されていることに特徴がある。

また手続面では、今回の改訂過程において、2011年版外商投資産業指導目録（国家發展改革委員会・商務部令第12号、以下、「2011年版目録」という）の公布時と同様、2014年11月4日に2015年版目録の意見募集稿（以下、「2015年版目録意見募集稿」という）が先に公表され、意見募集が行われた。この意見募集で寄せられた各産業分野からの様々な意見を踏まえたうえで、2015年版目録が正式に公布された。

## II. 2015年版目録の特徴

以下では、2015年版目録の特徴をいくつかの視点に分けて解説しながら、2011年版目録との相違点、2015年版目録意見募集稿との相違点等について言及する。

## 一、修正の原則

国家發展改革委員会の2015年版目録の改訂に関する記者会見での説明によると、今回の改訂は以下の原則に基づいて行われている。

## 1、積極的、主動的に開放を拡大する

第一次、第二次、第三次産業<sup>1</sup>の開放をさらに推し進め、サービス業及び一般製造業の

<sup>1</sup> 第一次産業とは、人間が自然に働きかけて営む産業。農業、牧畜業、林業、水産業、狩猟業等を指す。

第二次産業とは、第一次産業の生産物の加工を営む産業。製造業、建設業等。鉱業は第一次産業に含めることもある。

第三次産業とは、商業、金融業、運輸通信業、サービス業、自由業等、第一次及び第二次産業以外の全産業を指す。

開放を重点的に拡大し、中国（上海）自由貿易試験区における試行経験を複製し、普及させる。

## 2、外資の管理方式を転換する

市場が資源配置における決定的な役割を十分に発揮し、省エネ、環境保護、技術、安全等の措置により内資、外資の統一的な監督管理を実現できる項目であれば制限類に取り入れない。

## 3、経済構造を調整し、最適化する

外商投資が現代農業、ハイテク、先進的な製造、省エネ環境保護、新エネルギー、現代的サービス業等の領域に投資し、ハイエンド産業への移行の担い手となることを奨励する。研究開発段階に対する外商投資を奨励する。

## 4、透明度をさらに高める

ネガティブリスト管理モデルの要求に従い、許可類項目については原則として外資持分比率の制限を設けず、外資持分比率に関するすべての規制については「目録」において明記する。

## 二、各項目の増減

上記の原則に基づいて改訂された2015年版目録は、2011年版目録と比べ、制限類が41項目（79項目から38項目に）減少し、禁止類が2項目（38項目から36項目に）減少した。奨励類は、5項目（354項目から349項目に）減少と、変動した項目数自体はそれほど多くないが、修正された項目は76項目にも及ぶ。また奨励類、制限類の中でこれまで外資出資規制として、「合弁、合作」形態でなければならないとされていた項目が、2011年版目録の43項目から15項目に、「中方がマジョリティ」でなければならないとされていた項目が、44項目から35項目まで減少している。

また、これまで注として付されていた「国务院の特別規定又は産業政策に別途規定がある場合、その規定に従う」という条項を削除するとともに、制限類、禁止類目録の最後の条項にあった補足条項を「国の規定及び中国が締結又は加盟した国際条約の規定により禁止されるその他の産業」から「国の法律法規及び中国が締結又は加盟した国際条約の規定により禁止されるその他の産業」へと修正した。その上で、これまでに各産業主管部門が

規定した外資規制を2015年版目録に明記することで統一し<sup>2</sup>、今後は、基本的に「国の法律法規」の形式のみにより外資規制を行う方針であることを明らかにした。

### 三、 産業分野ごとの修正ポイント

以下では、日系企業にも影響すると思われる主要な産業分野及び項目についての修正ポイントをご紹介します。

#### 1. 農業

農副産物加工業における、「稀少樹種原木の加工（合弁、合作に限定）」、「綿花（種綿）の加工」を制限類から外し、国民の基礎食品原料の確保の観点から、「粗糖の加工」を制限類に取り入れた（制限類6）。

また、2011年版目録の禁止類に分類されていた「遺伝子組換生物の研究開発及び遺伝子組換農作物の種子、種畜・種家禽、水産種苗の生産」に関し、2015年版目録では「遺伝子組換品種の選択・育成及びその遺伝子組換種子（苗）の生産」が禁止類に分類されているものの、「研究開発」は禁止類から外された（禁止類2）。

2011年版目録の公布時には、ある大手外資種子企業が同目録の公布前にバイオテクノロジー研究開発センターを設立したものの、外商投資による遺伝子組換生物の研究開発が禁止されることとなったため、中国側パートナーと技術ライセンスの供与等の形で提携するよう方針転換を余儀なくされたことがあった。遺伝子組換品種が人間や動物に与える影響が明確にされておらず、消費者への安全に関する知識の普及も開始して間もない現段階において、研究開発は重要である。今回、研究開発を禁止類から除外したことは、外資による研究開発への参入を期待していることの表れであるといえる。もっとも、量産に直接繋がる育成や種子（苗）の生産への外資参入にはなお慎重のようである。今回の改訂は、上記のような大手外資種子企業にとっては朗報であるが、量産に直接繋がる育成や種子（苗）の生産が依然として禁止されている状況の中で、研究開発の成果をいかに商業化させるかが課題といえる。

奨励類に関しては、「環境に優しい無公害の飼料及び添加物の開発」が新たに取り入れられており（奨励類16）、中国政府の環境保護に対する意識の高まりが伺える。

<sup>2</sup> 下記でも言及するが、例えば、「自動車完成車、専用自動車及びオートバイの製造」、「就学前教育機関」及び「インターネット出版サービス」等に関して、従来行われていた外資規制が2015年版目録に集約された。

## 2. 製造業分野

まず、2011年版目録の禁止類に分類される、①「中国の伝統的技術である緑茶及び特種茶の加工（銘茶、黒茶等）」、②「開放型（酸性ミスト直接排出式）鉛酸蓄電池、水銀を含むボタン式酸化銀電池、水銀を含むボタン式アルカリ性亜鉛マンガン電池、ペースト式亜鉛マンガン電池、ニッカド電池の製造」、③「一閑張技法の漆器の生産」、④「ホウロウ製品の生産」、及び⑤「発がん性・催奇形性・突然変異誘発製品及び恒久的有機汚染物製品の生産」が、いずれも2015年版目録では禁止類から削除された。なお、2015年版目録で新たに禁止類に分類されたものとしては、「核燃料の生産」がある（禁止類9）。

次に、2011年版目録の制限類に分類されていた、①飲料製造業（具体的には、「醸造酒、有名で良質な蒸留酒の生産（中国側の持分支配）」）、②たばこ製品業（具体的には、「たばこの葉の除骨・乾燥加工生産」）、③石油加工、コークス製造及び核燃料加工業の一種である「1000万トン／年以下の石油の常圧・減圧蒸留、150万トン／年以下の接触分解、100万トン／年以下の連続触媒再生式接触改質（芳香族炭化水素の抽出を含む）、150万トン／年以下の水素化分解による生産」<sup>3</sup>、④化学原料及び化学製品製造業（具体的には、「ソーダ灰、カセイソーダ並びに一定規模以下の又は旧式技術の採用による硫酸、硝酸、炭酸カリウムの生産」等）、⑤化学繊維製造業（具体的には、「非連続式通常紡績による化学繊維紡績糸の生産」及び「レーヨンの生産」）、⑥「電解アルミ、銅、鉛、亜鉛等の非鉄金属の製錬」、⑦汎用設備製造業（具体的には「各種普通レベル（P0）ベアリング及び部品（鋼球、保持器）、半製品の製造」等）、⑧専用設備製造業（具体的には「一般ポリエステル長繊維、短繊維設備の製造」等。なお、禁止類に属する「武器弾薬の製造」用の専用設備は除く）等の産業の関連項目の大多数を2015年版目録では制限類に取り入れず、許可類とした。また、上記に伴い、一部の項目に付されていた出資方法や外資持分比率の規制もなくなるため、今後、これらの産業において、外国投資者は出資比率の制限を受けずに投資を行うことができることになる。

## 3. 自動車関連産業

2011年版目録の公布時には、国内の自動車生産能力が過剰気味であり、中国の自動車産業の健全な発展を確保する必要があるという背景から、自動車完成車の製造（外資出資比率は50%以下）が2011年版目録の奨励類項目から削除された。

<sup>3</sup> 但し、同じ「石油加工、コークス製造及び核燃料加工業」である「放射性鉱物の製錬、加工」は、2011年目録でも2015年目録でも禁止類項目に規定されている。

2015年版目録では、既存の政策<sup>4</sup>に関するものであり、新たな規制とはいえないものの、自動車完成車、専用自動車及びオートバイの製造に関して、以下の内容が制限類に明記された。

「中国側の持株比率は50%を下回らず、一社の外商投資は、同じ種類（乗用車類、商用車類、オートバイ類）の完成車製品を生産する合弁企業を中国国内に二社まで（二社を含む）設立することができる。なお中国側合弁パートナーと共同で中国国内の他の自動車生産企業を吸収合併する場合には、二社までの制限を受けない。」

また、2015年版目録意見募集稿では、奨励類における自動車電子装置の製造・研究開発領域の一部の製品、技術項目への投資に付されていた合弁、合作の制限を削除する修正がなされていた。具体的には、①「自動車のバス型ネットワーク電子技術（合弁に限定）」、②「電動パワーステアリングシステム電子制御機器（合弁に限定）」、③「埋込式電子集積システム（合弁、合作に限定）」について、それぞれの合弁、合作による外商投資企業設立の制限を削除し、外商独資での投資を認める方針を示していた。それが2015年版目録では、③「埋込式電子集積システム」のみ合弁、合作の規制を設けていないものの、①「自動車のバス型ネットワーク電子技術」及び②「電動パワーステアリングシステム電子制御機器」については、いずれも引き続き「合弁に限定」されることとなった（奨励類206）。

このことは、完成車製造への制限が引き続き行われている中で、自動車関連装置の外資への開放をも慎重に検討し、完成車製造の開放と歩調を合わせる必要があるという考えを示したことの表れであると思われる。中国に進出する自動車関連日本企業は多いため、今後も、中国の自動車関連産業政策の動向を注視する必要がある。

#### 4. エネルギー産業

エネルギー産業に関して、まず、2011年版目録の制限類項目に属していた「電力網の建設、運営（中国側の持分支配）」が、2015年版目録では奨励類項目に調整された（奨励類295）。その背景には、近年、石炭価格の上昇等の原因により、外商投資電力企業が次々と中国から撤退していくことがある。今回の制限類から奨励類への調整は、外資を積極的に誘致し、外資による新技術の導入、応用によって、電力網の効率を引き上げることが目的であると思われる。もっとも、電力網は国の重要なインフラ施設であるため、中国側投資者による持分支配が引き続き要求されている。

次に、新エネルギー発電についても、2015年版目録では①「クリーンコール技術製品の

<sup>4</sup> 「自動車産業発展政策」（国家發展改革委員会令第8号、2004年5月21日公布、同日施行）。

開発・利用及び設備の製造（石炭のガス化、液化、ウォーターコールスラリー、工業成型炭）」（奨励類 202）、②「単機 60 万キロワット以上の超々臨界圧ユニット発電所の建設運営」（奨励類 287）、③「背圧（抽気背圧）型熱電併給、冷熱電併給、30 万キロワット以上の熱電併給ユニットを採用した発電所の建設、運営」（奨励類 288）、④「水不足地区における単機 60 万キロワット以上の大型空気冷却ユニット発電所の建設、運営」（奨励類 289）、⑤「石炭ガス化複合発電等のクリーンコール発電プロジェクトの建設、運営」（奨励類 290）、⑥「動床ボイラーを採用し、かつ石炭脈石、二号炭、石炭スラリー等を利用した単機 30 万キロワット以上の発電プロジェクトの建設、運営」（奨励類 291）、⑦「潮流エネルギー発電所（奨励類 294）」等が奨励類に新たに追加され、中国政府が産業政策を利用してクリーンエネルギーや大型発電所等への外資参入を積極的に誘致する姿勢を示している。

## 5. 不動産産業

2011 年版目録の制限類中の不動産業の項目に属していた①「土地の大規模開発（合弁、合作に限定）」、②「高級ホテル、高級オフィスビル及び国際コンベンションセンターの建設、運営」、及び③「不動産二級市場取引及び不動産仲介又は代理会社」は、2015 年版目録では削除されている。もっとも、外国投資者による不動産業への投資に関するその他の規制（商業拠点設置の原則<sup>5</sup>、プロジェクト会社原則<sup>6</sup>など）は依然として有効である。したがって、これらの規定の今後の修正動向及び実務対応に注意する必要がある。

## 6. 金融業

金融業分野においては、まず、2011 年版目録では、制限類に分類されていた①「金融会社」、②「信託会社」、③「金融仲介会社」、④「保険仲立会社」が 2015 年版目録の制限類から削除された。

<sup>5</sup> 「不動産市場の外資参入及び管理の規範化に関する意見」（建住房[2006]171号、2006年7月11日公布、同日施行）において、国外機構及び個人が中国国内において私用でない不動産を投資購入する場合、商業拠点設置の原則に従い、外国投資家による不動産投資の関連規定に基づいて、外商投資企業の設立を申請しなければならない。さらに、外商投資不動産企業の投資総額が1000万米ドル（1000万米ドルを含む）を超える場合の登録資本は投資総額の50%を下回ってはならないことが明確に規定されている。

<sup>6</sup> 「外国投資家の不動産業への直接投資の審査認可及び監督管理のさらなる強化、規範化に関する通知」（商資函[2007]50号、2007年5月23日公布、同日施行）は、外国投資家が投資して不動産会社を設立する場合、プロジェクトが存在することが前提となっていなければならないことを規定している。具体的には、外国投資家が投資して不動産会社を設立する場合、まず土地使用权、不動産建築物の所有権を取得するか、又は土地管理部門、土地開発業者/不動産建築物の所有者と、土地使用权若しくは不動産の払下/購入の予約に関する協議書を締結しなければならないことを規定している。

また、「証券会社」について、2011年版目録では、「A株引き受け、B株及びH株並びに政府及び会社債券の引き受けと取引に限定。外資比率は1/3を超えない。」とされ、かなり厳格な規制がされていたところ、2015年版目録では、「設立時は人民元建ての普通株式、外国株式及び公債、社債の引き受けと保証推薦、外国株式の仲介、公債、社債の仲介及び自営に限定。設立から2年経過後、条件を満たす会社は業務範囲の拡大を申請することができる。外資比率は49%を超えない。」との規制に緩和されている（制限類26）。

なお、「銀行」については、「単一の中国国外金融機関及びこれに支配され又は共同で支配されている関連当事者が発起人又は戦略的投資家となって単一の中国資本の商業銀行に出資する場合の出資比率は20%を超えてはならず、複数の中国国外金融機関及びこれに支配され又は共同で支配されている関連当事者が発起人又は戦略的投資家となって出資する場合の出資比率は合計で25%を超えてはならず<sup>7</sup>、農村の中小金融機関に出資する中国国外の金融機関は銀行類金融機関でなければならない」との規制が追記されている（制限類24）。

## 7. サービス業

サービス業分野において、2011年版目録の制限類に分類されていた①「オーディオ・ビジュアル製品（映画を除く）の流通（合作に限定）」、②「鉄道貨物輸送会社」、③「出入国自動車輸送会社」、④「輸出入商品の検査、鑑定、認証会社」、⑤「測量製図用航空撮影以外の撮影サービス（航空撮影等の特殊撮影サービスを含む。合弁に限定）」、⑥「直接販売、通信販売、ネット販売」、⑦「植物油、食用砂糖、たばこ、原油、農薬、農業用フィルム、化学肥料の卸売、小売、配送（30を超える支店を設立し、複数のサプライヤーから仕入れた異なる種類及びブランドの商品を販売するチェーン店は、中国側の持分支配とする）」（但し、たばこ製品等<sup>8</sup>の卸売、小売については、禁止類に追加されることとなった）、⑧「娯楽施設の運営（合弁、合作に限定）」等が、2015年版目録の制限類から削除された。

また、「上演場所の運営」については、2011年版目録では中国側の持分支配が要求されていたが、2015年版目録では当該要求が削除されており（奨励類348）、「工業設計、建築設計、衣料設計等のクリエイティブ産業」（奨励類340）が新たに奨励類に取り入れられるなどしている。

会計、監査サービス等の専門職サービス業に関しては、まず、奨励類に分類されている「会計、監査」について、2011年版目録では、「会計、監査（合作、パートナーシップに限

<sup>7</sup> 当該規制については、既に「中国資本の商業銀行行政許可事項の実施弁法（2013）」（中国銀行業監督管理委員会令2013年第1号、2013年10月15日公布、同日施行）第11条で定められている。

<sup>8</sup> 具体的には、たばこの葉、紙巻たばこ、再乾燥したたばこの葉及びその他のたばこ製品である。

定)」とされていたところ、2015年版目録では「会計、監査（代表パートナーは中国籍を有していなければならない）」と修正され、代表パートナーに中国籍を有する者が就任するのであれば、外国投資者は独資により会計士事務所を設立することが可能となった（奨励類318）。次に、2011年版目録の制限類に分類されていた「法律相談」との項目が削除され、代わりに、「中国法律事務コンサルティング（中国法律環境の影響に関する情報の提供を除く）」との内容が禁止類に新たに追加された。また、制限類に分類されているマーケティング調査については、2011年版目録の「マーケティング調査（合弁、合作に限定）」から「マーケティング調査（合弁、合作に限定。そのうち、ラジオ・テレビの視聴調査については中国側の持分支配が求められる）」に変更された。つまり、調査手段のうちラジオ・テレビの視聴調査については中国側の持分支配が必要であることが追加的に要求された（制限類28）。この点については、ラジオ・テレビの視聴調査を行っている既存の外商投資会社にも影響が及ぶ可能性がありうると考えられるが、特に新設する場合にはラジオ・テレビの視聴調査といった業務を経営範囲に入れるか否かによってマジョリティに影響するため十分に注意する必要がある。

なお、2015年版目録の意見募集稿では、「映画館の建設、運営（中国側の持分支配）」、「大型テーマパークの建設、運営」、「公演仲介機構（中国側の持分支配）」を制限類から削除し、「映画興業会社」を禁止類から削除する案があったが、正式に公布された2015年版目録には結局反映されなかった。

## 8. 医薬、養老産業

薬品に関して、2011年版目録の奨励類においては、「漢方薬材料の栽培、養殖」について「合弁、合作」に限定しているが、2015年版では当該出資方法に関する規制を削除した（奨励類6）。次に2011年版目録の奨励類に規定されていた「新型抗がん剤、新型心臓血管・脳血管用医薬品及び新型神経系統用医薬品」については、生産に加え、これらの「開発」も奨励類に取り入れた（奨励類54）。一方で、生物ワクチンの生産は奨励類から外された。また、2011年版目録の制限類に分類されていた医薬品製造業、具体的には、「ペニシリンなどの抗生物質類の薬品やビタミン類、カルシウム剤、国の免疫計画に入っているワクチン」、「麻酔薬品及び一類規制精神薬品の原料薬（中国側の持分支配）」、「血液製剤」等の生産について、2015年版目録では制限類から外している<sup>9</sup>。

また、医療器械について、2011年版目録の奨励類に分類されていた「全自動酵素免疫測

<sup>9</sup> 医薬品製造業としては、漢方薬の製造、応用が、2011年目録同様、禁止類に分類されている（禁止類8）。



定システム（サンプル注入、酵素による標識化、プレート洗浄、培養、データ後処理等の一部の機能を含む）設備の製造」を「全自動生化学監視測定設備、五分類血液細胞分析装置、全自動化学発光免疫分析装置、ハイスループット DNA シーケンシングシステムの製造」に修正し（奨励類 172）、その範囲を拡大した。

医療機関に関しては、2015 年版目録では、許可類から制限類に分類し、かつ合弁、合作に限定した（制限類 34）。2011 年以前は、外商投資医療機構に対する外資出資比率（70%以下）の制限があったため、一部の外商投資企業では一定のスキームを組み、中方が所持する 30%の持分を実質上外国投資者がコントロールするケースもあったところ、サービス業の向上の一環として、2011 年版目録では、外商投資医療機関を制限類から許可類に移行した。これをもって、外商投資に対する 70%以下の出資比率の制限もなくなり、外商独資による医療機関の設立が認められた。しかし、外商独資による医療機関の設立に関する実施細則が制定されていないため、実務においては、外商独資による医療機関の設立が難航していた。今回、2015 年版目録では、医療機関を再度制限類目録に取り入れ、かつ「合弁、合作」に限定した。

他方で、医療機関については外資への開放の動きもある。具体的には、2014 年 6 月 30 日に上海自由貿易区の 2014 年版ネガティブリスト<sup>10</sup>が公布され、同リストでは「投資医療機関の投資総額は 2000 万元を下回ってはならず、支店を設立してはならず、経営期限を最長 20 年に制限する」という条件のうち、「支店の設立を認めない」以外を削除し、その他に中国側の持分に関する条件を設けることはしていない。これを受け、上海自由貿易区では、外商独資による医療機関設立が可能であると考えられている。また、2014 年 7 月 25 に国家衛生・計画生育委員会と商務部により「外資系独資病院設立試行業務の実施に関する通知」<sup>11</sup>（以下「試行通知」という）が発行され、同試行通知では、北京市、天津市、上海市、江蘇省、福建省、広東省、海南省といった試行区域において、中国国外投資者が新設又は買収・合併の方法をもって外商独資病院を設立することを認める旨が規定されている。

このように、医療機関については、規制と開放という 2 つの潮流が見られるが、全国的に適用される産業指導目録において、制限類に分類されたことからすれば、近日中に、全国的に独資による外商投資医療機関の設立が認められる見込みは低いと考えられる。なお、2015 年版目録の正式施行に伴い、上記の試行通知が試行区域において引き続き有効であるか否かについて、国家衛生・計画生育委員会医政医管局にヒアリングを行ったところ、少なくとも現段階では、試行通知を施行することはない旨の回答があった。よって、現時点で既に開放されている上海自由貿易区での外商独資病院の設立事例を参考にしつつ、今後

<sup>10</sup> 上海市人民政府公告 2014 年第 1 号、2014 年 6 月 30 日公布、同日施行。

<sup>11</sup> 国衛医函[2014]244 号、2014 年 7 月 25 日公布、同日施行。

新たな緩和措置が制定されることを待つ必要があると考える。

養老産業への外資参入については、2015年版目録は積極的な姿勢を見せている。2014年11月24日に商務部と民政部は共同で「外商投資による営利性養老機構設立の関連事項に関する公告」<sup>12</sup>を公布し、外国投資者が中国において単独又は合弁、合作の形で営利性養老機構を設立・運営することを奨励し、設立条件、手順に関する手引きを規定した。これを受けて、2015年版目録では、高齢者福祉施設を奨励類に取り入れている（奨励類347）。

## 9. 電信、インターネット

外国投資者が中国国内の電信付加価値業務に投資する場合、外商投資産業目録及び「外商投資電信企業管理規定」<sup>13</sup>に従う必要がある。2011年版目録では、電信会社について、「付加価値電信業務<sup>14</sup>（外資比率は50%を超えない）」を制限類に分類し、また、外商投資電信企業管理規定第6条では、付加価値電信業務を行う外商投資電信企業の外国側投資者の企業における出資比率は50%以下としている。

もっとも、上海自由貿易区では、2014年1月6日に、工業・情報化部及び上海市人民政府が「中国（上海）自由貿易試験区における付加価値電信業務のさらなる対外開放に関する意見」を公布し、同区では、オンラインデータ処理及び取引処理業務（経営類電子ビジネス）の外資持分比率が55%まで認められることになった。また、これに続き2015年1月13日に、工業・情報化部が「中国（上海）自由貿易試験区におけるオンラインデータ処理及び取引処理業務（経営類電子ビジネス）の外資持分比率制限の開放に関する通知」を公布し、同区では、オンラインデータ処理及び取引処理業務（経営類電子ビジネス）の外資持分制限が廃止となり、外商独資企業の設立が認められるようになった。

上記上海自由貿易区における試行を踏まえ、2015年版目録では、付加価値電信業務について依然として制限類に分類しているものの、「外資比率は50%を超えず、電子ビジネスを除く」と追記し、上海自由貿易区以外の区域においても電子ビジネスに対する外資持分の制限をなくした（制限類20）。これにより、外国投資者は独資により電子商取引企業を設立することが可能となった。

<sup>12</sup> 商務部公告2014年第81号、2014年11月24日公布、同日施行。

<sup>13</sup> 国務院令第534号、2001年12月11日公布、2002年1月1日施行、2008年9月10日改正、同日施行。

<sup>14</sup> 「中華人民共和國電信条例」第8条第1項によると、電信業務は、基礎電信業務及び付加価値電信業務に分類されており、その具体的区分は、「電信業務分類目録」に列挙されている。現時点では、中国当局が公布した「電信業務分類目録（2003年改訂）」が電信業務の区分に関する最新の目録である。同目録では、基礎電信業務を第一類基礎電信業務及び第二類基礎電信業務に、付加価値電信業務を第一類付加価値電信業務及び第二類付加価値電信業務に分類している。

さらに、インターネット時代という大きな背景において、2015年版目録では、「物のインターネット技術の開発と応用」という新しい業務を奨励類に取り入れている（奨励類 339）。

## 10. 教育、文化

2011年版目録では、「高等教育機関（合弁、合作に限定）」は奨励類に分類していたが、2015年版目録では、それを制限類に調整し、かつ、「中外合作による教育機関の設立条例」<sup>15)</sup>第21条、25条に規定されている内容を、「中国側の主導」<sup>16)</sup>との条件で明記した（制限類 31）。同じく2011年版目録の奨励類に分類されていた「職業技能訓練」は、「学校教育に類しない職業訓練機関」のみが奨励類に残され（奨励類 345）、それ以外の職業技能訓練機関は許可類に分類されることとなった。

また、「中外合作による教育機関の設立条例」で合作による設立が認められている「就学前教育機関」は、2015年版目録の制限類として明確に取り入れられ、かつ、高等教育機関と同様、「中国側の主導」との条件が明記された（制限類 33）。また、普通高校教育機関について、2011年版目録より存在する「合作」との条件に加え、2015年版目録では、同じく「中国側の主導」を追加している（制限類 32）。

なお、義務教育機関は、従来の産業目録に引き続いて禁止類項目とされており、小学校から中学校までの義務教育において外資の参入は制限されている。この点について、「中外合作による教育機関の設立条例」及びその実施細則である「中外合作による教育機関の設立条例実施弁法」<sup>17)</sup>に基づいて各地で設立された中外合作教育機関に対して適用される「中外合作教育機関及びプロジェクトの再審査業務をきちんと行うことに関する教育部の通知」<sup>18)</sup>によると、義務教育を実施しているか否かが審査時の重点項目の一つとされている。現時点で各地に存在している塾（中国語で「培训班/培训学校、補習班/補習学校」等という）は、義務教育段階の学生達に実質的に一部の義務教育を施す役割を担っているといえる。このため、このような教育機関には少なくとも形式上は、外商投資によるものが存在しない（回避されている）と考えられる。

インターネット出版<sup>19)</sup>サービスについては、2015年版目録で新たに禁止類に分類された

<sup>15)</sup> 国務院令第372号、2003年3月1日公布、同年9月1日施行。

<sup>16)</sup> 「中国側の主導」とは、校長又は主な管理責任者は中国籍を有していなければならない、中外合作による学校運営機関の理事会、董事会又は共同管理委員会の中国側構成員が1/2を下回ってはならないことを指す。

<sup>17)</sup> 教育部令第20号、2004年6月2日公布、同年7月1日施行。

<sup>18)</sup> 教外総[2004]37号、2004年8月12日公布、同日施行。

<sup>19)</sup> 「インターネット出版管理暫定規定」（中国新聞出版総署、中国情報産業部令第17号、2002年6月27日公布、同年8月1日施行）第5条の規定によると、当規定においてインターネット出版とは、インター

（禁止類 31）。2011 年版目録にインターネット出版サービスに関する明確な記載はなかったが、文化部、国家ラジオ・映画・テレビ総局、新聞出版署、国家発展改革委員会、商務部が 2005 年に公布した「文化領域の外資導入に関する若干意見」<sup>20</sup>においてはインターネット出版サービスを禁止する旨の規定があった。このため、今回の修正は新たな規制ではなく、ネガティブリスト方式を徹底すべく、従来の産業指導目録以外による制限規定を 2015 年版目録に集約するためのものであると思われる。

また、上記と同様、外商投資による文物のオークションを運営するオークション企業、文物商店の設立は、以前より「文物保護法」<sup>21</sup>によって禁止されているが、2015 年版目録で初めて禁止類に分類された（禁止類 32）。

## 11. その他

2015 年 1 月 19 日に、中国の商務部より「外国投資法」に関する意見募集稿が公表された。その第 6 条において、外国投資者が中国国内において投資する場合に国民待遇を享受することを原則とした上で、同法第 23 条に基づいて制定する外国投資特別管理措置目録（いわゆるネガティブリスト）において別途規定がある場合を除くと但し書きで記載している。今後、外商投資産業指導目録が当該外国投資特別管理措置目録の正式な実施により取って代わられるか否か、両者の内容と相関関係に注目していく必要がある。

以上

---

ネット情報サービス提供者が、自らが創作し、又は第三者が創作した著作物を、選択及び編集加工を経て、インターネット上に掲載し、又はインターネットを通じてユーザー端末に送り、公衆の閲覧、閲読、使用又はダウンロードに供するオンライン伝達行為を指す。その著作物には主に次に掲げるものを含むものとする。

(1) 既に正式に出版されている図書、新聞、定期刊行物、音響・映像製品、電子出版物等の出版物の内容又はその他のメディアで公表された著作物。

(2) 編集加工を経た文学、芸術及び自然科学、社会科学、工学技術等の分野の著作物。

<sup>20</sup> 文弁発[2005]19号、2005年7月6日公布、同日施行。

<sup>21</sup> 主席令第5号、1982年11月19日公布、同日施行、2013年6月29日改正。